

## 建物の所有者の方へ

簡易専用水道及び準簡易専用水道を管理していく責任は設置者（建物の所有者）にあります。

市町村等の水道事業者から供給される水を水源とする場合であっても、一旦受水槽に入った水はやかんなど別の容器に汲み入れたものと同じですから、その水質や施設の管理は、設置者の責任で行うことになります。

## 給水施設の重要性

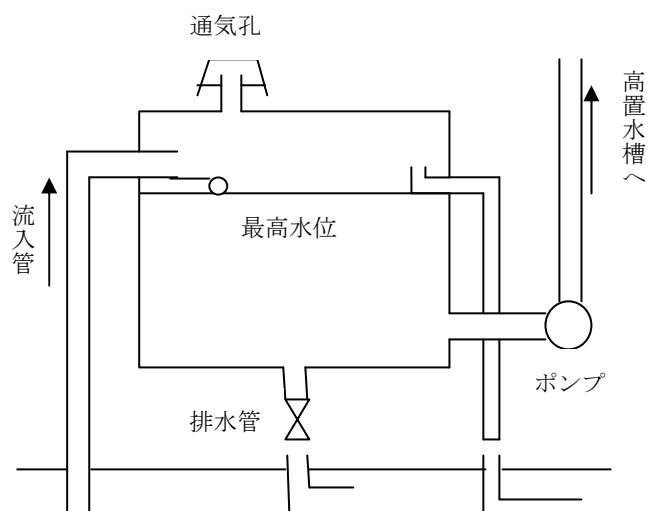
「いつでも安心して飲める水」これが給水管理の第一歩です。

簡易専用水道等から供給される水は、飲料水として直接私たちの健康に関わっていますので細心の注意が必要です。

衛生的に維持管理していくためには、給水施設の保守点検と水質の管理が大切です。

## 簡易専用水道等の設置の届出

新たに簡易専用水道等を設置する場合は「小規模水道維持管理指導要綱」の規定に基づき設置場所を所管する地方事務所、長野市においては長野市保健所に届出てください。



受水槽図

## 適正な管理

1. 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行ってください。
2. 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じてください。
3. 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上覧に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行ってください。
4. 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じてください。